

美濃加茂市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

(令和8年度～令和11年度)

令和8年2月

美濃加茂市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	3
2. 目標	4
3. 計画の期間	5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	9

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本市教育委員会は、「第3次美濃加茂市教育振興基本計画」（以下、「教育振興基本計画」という。）に掲げる、めざす人間像「自分が思い描く幸せな未来を創造していく子」を実現するため、様々な教育施策を推進している。

このめざす人間像を実現するには、教育職員が児童生徒一人一人に未来の礎となる力を育むとともに、児童生徒一人一人の可能性を最大限に引き出す教育活動に専念できる環境を整えることが重要であり、その基盤となるのが「教育職員の働き方改革」である。

教育職員が「学びの専門職」としての資質・能力を向上させること、そして、児童生徒一人一人としっかり向き合うことに専念できる時間的・精神的な余裕を確保することは、より質の高い教育を実現するだけでなく、子どもたちの健全な成長を支えるために欠かせない。

したがって、本市における「教育職員の働き方改革」は、単に時間外在校等時間*1の縮減を目的とするものではなく、教育のより一層の振興を図るための重要な施策のひとつとして、教育振興基本計画の基本目標3施策（1）具体的な施策①に位置付けている。

なお、本計画は、文部科学省の示す「学校と教師の業務の3分類」を参考に、学校、教育委員会、市長部局、家庭、地域等の連携・協働のもと、業務の適正化と教育職員の健康確保を図ることを目的として策定する。

*1 教育職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条の指針に規定する在校等時間をいう。）から所定の勤務時間（同法第6条3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。）を除いた時間

(2) 本市の現状

- 本市では、令和2年3月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「美濃加茂市立学校教育職員の業務の量の適切な管理 その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則」（以下「規則」という。）を定め、人的配置や物的環境整備の視点から教育現場の負担軽減を目指した取組を推進してきた。
- こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間等の状況は以下のとおりであった。

■時間外在校等時間の状況 *美濃加茂市教育委員会調べ

【月あたりの平均時間外在校等時間】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	43時間42分	40時間25分	39時間53分	38時間58分	36時間32分
中学校	46時間28分	44時間47分	39時間16分	35時間38分	32時間49分

【時間外在校等時間が月80時間を超える教育職員の割合（令和6年度）】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小学校	0.9%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	0.4%	0.0%	0.0%	0.4%	0.9%
中学校	0.9%	9.0%	2.7%	0.0%	0.0%	1.8%	3.6%	3.6%	0.9%	0.0%	1.8%	0.0%

【時間外在校等時間が月45時間を超える教育職員の割合（令和6年度）】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小学校	53.7%	50.4%	52.2%	5.2%	0.0%	44.3%	52.2%	40.8%	33.6%	18.4%	41.9%	42.8%
中学校	49.5%	52.6%	40.9%	20.0%	0.0%	39.4%	36.4%	31.5%	24.5%	23.6%	29.1%	15.5%

■心身の健康の状況 *ストレスチェック（公立学校共済組合）

【高ストレス者の割合】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小中学校	5.1%	4.7%	3.7%	4.7%	4.9%

【自分の仕事に誇りを感じる教育職員の割合】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小中学校	90.8%	88.2%	89.7%	89.9%	87.1%

【職場では、お互いに理解し認め合っていると思う教育職員の割合】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小中学校	82.6%	82.7%	80.1%	89.2%	92.0%

- 時間外在校等時間は減少傾向にあるものの、規則に定める時間外在校等時間の上限（原則：月45時間）を超える教育職員の割合が、令和6年度の最も多い月において小学校約54%、中学校約53%、また、月80時間を超える教育職員の割合は小学校約1%、中学校約4%にのぼっている。
- また、「高ストレス者の割合」や「自分の仕事に誇りを感じる教育職員の割合」、「職場では、お互いに理解し認め合っていると思う教育職員の割合」の項目においては取組の成果が一定程度表れていることが確認されるものの、一方で、令和6年度のストレスチェックからは、対処が困難な児童生徒への対応や事務的業務の量が大きなストレス要因となっていることも明らかになった。
- この状況を鑑み、学校及び教育職員が本来の業務に専念できる環境整備を加速させていく必要がある。

2 目標

（1）時間外在校等時間に関する目標

- 時間外在校等時間の上限を超えて勤務する教育職員を0にする。

<時間外在校等時間の上限方針>

原則*2として次に掲げる範囲内とする。

- ① 1箇月について45時間
- ② 1年について360時間

*2 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は次に掲げる範囲内とする。

- ① 1箇月について100時間
- ② 1年について720時間
- ③ 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間における1箇月あたりの平均時間について80時間
- ④ 1年のうち1箇月における正規の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- 教育職員のストレスチェックにおける高ストレス者の割合を0%にすることを基本目標とした上で、まずは前年度から下回るようにする。
- 自分の仕事に誇りを感じる教育職員の割合を100%にする。
- 職場では、お互いに理解し認め合っていると思う教育職員の割合を100%にする。

3 計画の期間

- 本計画は、令和8年度を初年度とし、令和11年度までを対象期間とする。なお、本計画は、この期間内においても、制度の改正や学校を取り巻く社会情勢の変化等により、見直し変更する場合がある。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「学校・教師が担う業務に係る3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

ア、登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・ 登下校時及び休み時間等における見守りを行う「ふれあい安全サポーター」を各学校に配置する。
- ・ 教育職員、保護者、ふれあい安全サポーター及び地域住民から成る「地域学校サポートチーム合同会議」において、登下校に係る情報共有を図るとともに、地域の状況や実情に応じた協働体制による見守り活動を推進する。
- ・ 凶悪事件の未然防止を目的とした民間協力拠点「子供110番の家」の登録依頼、関係機関と連携した通学路の再確認と危険箇所対策、「みのかも防犯まちづくり推進計画」（美濃加茂市策定）に基づく取組等、様々な安全対策を実施する。

イ、放課後から夜間等における校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・ 補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことを、保護者や警察と認識共有する。

ウ、学校徴収金の徴収・管理

- ・ 共同学校事務室と連携・協働し、すでに公会計化している学校給食費を除く徴収金について、業務効率化を実現する仕組みの構築を検討する。

エ、地域学校協働活動の関係者間の連携調整等

- ・ 地域と学校の連携を促進する「地域学校協働活動支援員」を地域学校協働活動の実施状況に応じ配置する。

- ・ 地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、学校運営協議会委員の協力を得ながら教育職員間で適切な役割分担を行い、教頭の業務負担を軽減する。
- ・ 地域学校協働活動担当の事務局職員が中心となり、関係部局との連携を密にしながら、活動を継続的に支える伴走支援体制を構築するとともに、地域と学校をつなぐコーディネート機能の一層の充実を図る。

オ、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・ 学校に対する過剰な苦情や不当な要求に適切に対応できるよう、具体的な対応方法等を示した「学校に対する過剰な苦情や不当な要求への対応マニュアル」（岐阜県教育委員会策定）を周知するとともに、不当要求防止に関する講習会等を紹介し、受講を奨励する。
- ・ 迷惑電話等に対応できるよう、通話録音装置及びナンバーディスプレイ付電話機を各学校に配備する。
- ・ 学校を取り巻く多様で複雑な課題に適切に対応できるよう、弁護士による法的助言を受けられる相談体制を整備する。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

ア、調査・統計等への回答

- ・ 市が学校に対して定期的に行っている調査や、作成を求めている各種計画について、継続的に見直しを行う。また、提出に当たっては可能な限り統合型校務支援システム等の機能を活用することにより事務負担を軽減する。

イ、学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・ 各学校を巡回する情報管理担当の事務局職員が積極的に参画し、教育職員の事務負担を軽減する。

ウ、ICT機器やネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・ 情報管理担当の事務局職員が中心に対応しつつ、民間事業者へ委託を検討する。

エ、水泳授業の学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・ 学校プールの管理業務の負担軽減を図るため、水泳授業の民間事業者への委託を検討する（一部の学校は委託済み）。
- ・ 体育館等の地域開放施設の管理業務について、電子化等の導入を検討する。

オ、校舎の解錠・施錠

- ・ 引き続き、全教育職員による輪番等で校舎の解錠・施錠業務を行うとともに、夜間・早朝は自動警備装置による機械警備を実施する。

カ、児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・ 休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要な措置を事前に講じた上で、特定の教育職員に偏らないよう、全教育職員による輪番や学習・生活支援員等との協働により負担軽減を図る。

キ、部活動

- ・ 地域展開担当の事務局職員を中心に、関係部局と連携を図りながら部活動の地域展開を進める。

- ・ 令和8年度からの、休日の部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、継続的に検討する。
- ・ 教育職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の手続について周知する。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ア、給食の時間における対応

- ・ 学級担任等の特定の教育職員に偏らないよう、全教育職員による輪番や学習・生活支援員との協働により、負担軽減を促進する。

イ、授業準備

- ・ 学習プリントの印刷等を行う教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）を各学校に配置するとともに、研修会を通じて教員業務支援員の活躍を幅広く共有し、更なる活躍を促進する。
- ・ 教育D Xの活用により、教育職員が作成した教材や指導資料を効率的に共有できる仕組みを整備し、教育職員間での活用を促進することで負担軽減を促進する。
- ・ 業務効率化に資する教育D Xの効果的な活用について、引き続き検討する。

ウ、学習評価や成績処理

- ・ デジタル採点システム及び統合型校務支援システムの機能等を活用し、授業準備、採点作業及び成績処理等に関する事務負担を軽減する。

エ、学校行事等の準備・運営

- ・ 学校行事で使用する資料・資材の簡素化、複数年活用等の工夫による負担軽減を図るとともに、準備・運営に当たっては、教員業務支援員等との連携や準備の簡素化、省力化等を促進する。
- ・ 市長部局が主催する体験活動や講座等の情報を効果的に提供し、学校現場における情報収集等の負担を軽減するとともに、児童生徒が多様な学びに触れる機会を拡充する。

オ、支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、生徒指導スーパーバイザー、教育相談員、医療的ケア支援員、日本語指導支援員（通訳）等、多様な専門人材を配置する。
- ・ 教育相談担当の教育職員や教育相談員、スクールカウンセラー等を対象とした専門研修を実施し、学校における支援体制を強化する。
- ・ 支援が必要な児童生徒・家庭が一人で悩みを抱え込まず、前向きに生活することができるよう、事務局内に相談窓口（「あじさい相談」及び「あじさい発達相談」）を設置・運用するとともに、外部機関の相談窓口も含め、更なる周知を図る。
- ・ 地域の教育力を活用し、児童生徒の学習活動を支援する「学習支援ボランティア」（仮称）の導入を支援する。
- ・ 本市の重層的支援体制整備事業を生かし、福祉部局と連携・協働しながら、学校を支える仕組みを一層整備する。

(2) 学校における措置の推進

- 学校経営構想に働き方改革に関する内容を盛り込み、地域や保護者と現状を共有することで、相互理解を深める。また、学校運営協議会を活用し、地域や保護者との連携を図りながら、働き方改革に向けた具体的な取組を推進する。
- 学校評価の評価項目に働き方改革を含む本計画に対応した項目を設定する。また、学校評価の結果を活用して進捗状況を定点観測し、さらに学校運営の改善に向けた具体的な措置を講じることで、計画の実効性を高める。
- 管理職は、日常的なコミュニケーションを通じて、各業務に費やす時間配分の仕方、優先順位の付け方、書類等の整理の仕方、学校内外のリソースやネットワークを生かした教材研究の仕方、専門性向上のための自己研鑽の仕方とその時間の生み出し方等、実現・持続可能な業務の進め方について意見交換を行う。さらには、教育職員の働き方改革を積極的に評価するなど、意識の醸成に努める。
- 管理職は、把握した教育職員の勤務状況を踏まえ、一部の教育職員に業務が集中しないよう、業務の平準化・効率化を図る。
- 学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- 児童生徒の登校時刻については、地域の状況や実情を十分に考慮したうえで、児童生徒の安全確保と教育職員の勤務時間に配慮しながら、適切に設定する。
- 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定等、日課表を工夫する。
- 学校行事について、その目的や教育的効果を踏まえた精選と重点化を継続的に進める。
- 児童生徒の校内清掃は、回数・範囲・時間等の合理化を促進する。
- デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理等の校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、50%にする。【現況値(令和6年度)37.6%】

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- 管理職を対象として、「『職場環境を悪化させる行為の防止及び対応に関する指針』及び運用要領」(美濃加茂市教育委員会策定)を活用し、ハラスメント防止やメンタルヘルス等、働きやすい職場づくりをテーマとした研修を行い、適正な職場管理を徹底する。
- 事務局内にハラスメント等について相談できる窓口を設置・運用することとし、電話、手紙、FAX及び電子メール等、方法を問わず相談を受けられる体制を整備する。
- ハラスメント等に関する相談により把握した事案については、事務局内において、個々の事例に即して必要な対応や支援等を検討し、学校に対して指導・助言するなど、事務局が学校と協力して適切・迅速な解決を図る。
- 各学校に設置する安全衛生委員会を機能させ、教育職員の健康診断やストレスチェックの実施状況等を把握した上で、教育職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に向けた取組を充実させる。

- 1箇月時間外在校等時間が80時間を超える教育職員は、健康管理医と面談を行うよう働き掛けを徹底する。
- ストレスチェックの実施を徹底し、また、高ストレスと判定された教育職員は、健康管理医と面談を行うよう働き掛けを徹底する。
- ノー残業デーを年10日以上設定するとともに、長期休業期間中に緊急時の連絡体制を確保したうえで、一定期間の一斉学校閉庁日を設定する。
- 勤務時間のスライド及び1年単位の変形労働時間制等の勤務時間制度の活用について周知する。
- 事務局内にメンタル不調等に関する相談窓口を設置・運用することとし、必要に応じて健康管理医等から指導・助言を受けられる体制を整備するとともに、外部機関が提供する相談窓口についても周知を一層進める。
- 夏季休業期間中及び冬季休業期間中に「一斉閉庁日」を設定し、教育職員が計画的に年次有給休暇を取得できる環境を整える。
- 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、学校に対して取得を促進する。
- 夏季等の長期休業期間について、教育活動の在り方を踏まえながら見直しを進める。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、各学校に配備している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。
- 事務局において、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に対して個別の支援・指導を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校、業務の偏りを解消する必要がある学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指す。
- 管理職を対象とした労務管理や協働的で健全な学校経営等に関する研修を充実するとともに、市内の優れた取組を幅広く共有するなど、事務局からの支援を強化する。
- 学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会を活用し、地域や保護者の理解・協力を得ながら、「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づく取組の徹底等、学校や教育職員が担ってきた業務の削減や役割分担の見直しを進める。